

鳥取市営住宅高齢者世話付住宅入居者を次のとおり随時募集します。

1 募集する住宅の概要

随時募集住宅一覧内の種別が「高齢者世話付」の住宅

2 入居資格

次の(1)から(8)までの条件にすべてあてはまること。

(1) 次のア又はイに定める条件を満たす者であること。

ア 60歳以上の単身者(身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。)であること。

イ 次のいずれにもあてはまる者であること。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者であること。

(イ) 60歳以上の者のみからなる二人以上の世帯又は夫婦のどちらか一方が60歳以上の夫婦のみの世帯 であること。

(2) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため、自立して生活するには不安があると認められる者であること。

(3) 家族による援助が困難な者であること。

(4) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯……月額所得104,000円以下

裁量階層……月額所得139,000円以下

裁量階層とは、次のアからケでのいずれかに該当する方です

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが60歳以上のもの

イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障がい者でその障がいの程度が(ア)から(ケ)までのいずれかの程度のもの

(ア) 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障がいの級が1級から4級までの程度

(イ) 精神障がい 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までの程度

(ウ) 知的障がい (イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ケ 同居親族に義務教育終了前の児童があるもの

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(6) 市税を滞納していない者であること。

(7) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 緊急通報システムの利用にあたり、自己負担による固定電話の設置を必須とし、入居後解約等行って緊急通報システムの機能を損なわないこと。

3 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

4 選考方法

高齢者世話付住宅は、生活援助員派遣事業を目的とした住宅のため、鳥取市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則(平成11年鳥取市規則第48号)に規定する派遣事業の対象者と見込まれる者を選考する。

5 申込みにあたっての注意事項

- (1) 事前に、交通機関や学校区等などの住環境を確認してから申込みください。
- (2) 原則として市営住宅等入居後の団地の異動、住替え等はできないので、申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、次の要件をすべて満たすこと。
 - ・同居している
 - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
 - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族(税法上の扶養関係がない親族等)の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立(独立)という理由や家庭内の問題(親子関係の不仲など)という理由での申込みはできません。
- (4) 申込者及び同居親族が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅(県営住宅、市町村営住宅など)に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。(家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など)
- (7) 福祉サービスがセットになった高齢者向けの住宅であるため、サービスに要する費用がかかること。また入居申込後、長寿社会課の事前面接を受ける必要があること。

6 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人(年間総収入が120万円程度あり、市営住宅等入居後同居者とならない者)が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。

なお、次のいずれかに該当する入居申込者(入居名義人)のうち、本人の相当の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難と認められる時は、連帯保証人の連署を免除できる場合があります。

 - ① 配偶者からの暴力被害者で、その事実を公的書類で証明できる方。
 - ② 65歳以上の方。
 - ③ 「2入居資格(2)イの(ア)～(ウ)」のいずれかに該当する方。
 - ④ 「2入居資格(2)ウ」に該当する方。
 - ⑤ 鳥取市の指定する家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した方。
 - ⑥ 鳥取市の指定する家賃債務保証業者に家賃に関する保証委託契約の締結を申し込んだが否認された方。
- (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに市営住宅に入居すること。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁であること。

〔高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業について〕

1. 事業の概要

高齢者世話付住宅に入居している者に対し生活援助員の派遣を行い、生活指導・安否確認・緊急時の対応・関係機関との連絡・その他日常生活上の援助を行う。

2. 対象者

60歳以上の単身世帯、夫婦だけで構成される世帯(どちらかが60歳以上)又は60歳以上の高齢者だけで構成される世帯で、次のいずれにも該当する者。

- (1) 自炊可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められ、又は高齢のため、自立して生活するには、不安があると認められる者
- (2) 家族による援助が困難な者

3. 利用の申出者 本人

4. サービス内容

- (1) 生活援助員が定期的に訪問し、生活指導、相談を行います。
- (2) 電話及び訪問による安否確認を行います。
- (3) 一時的な家事援助
- (4) 緊急通報があった場合に対応します。
(緊急通報システムの利用にあたり、固定電話の設置が必要です。)
- (5) 在宅福祉サービスを受ける場合等に関係機関に連絡します。
- (6) その他日常生活上必要な援助。

5. 事業の流れ

- ① 入居希望者は、建築住宅課住宅係または各総合支所産業建設課に申込書の必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に申し込むこと。
申込書の受理をもって、申込内容を長寿社会課へ情報提供することに同意したとみなす。
- ② 入居申込者に対し、長寿社会課又は支所は事前面接で身体状況の調査を行う。
- ③ 建築住宅課が入居者を決定する。
- ④ 事後面接にて事業内容の再確認。
- ⑤ 入居決定者は生活援助員派遣申出書を長寿社会課に提出する。

6. 鳥取市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料

区 分	1月当たりの額
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	無料
生計中心者が前年所得税非課税の世帯	無料
生計中心者の前年所得税課税年額が、9,600円以下の世帯	1,500円
生計中心者の前年所得税課税年額が、9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600円
生計中心者の前年所得税課税年額が、32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800円
生計中心者の前年所得税課税年額が、42,001円以上の世帯	4,900円

※事業の詳細は、長寿社会課までお問い合わせください。

長寿社会課管理係
(新本庁舎 1階 福祉総合窓口)
電話:0857-30-8211